

その機器、PCBに汚染されているかも？

作業場や倉庫の古い電気機器を御確認ください！

◆ PCBとは

PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、主に油状の化学物質です。かつては電気機器の絶縁油や塗料等、様々な用途で利用されていましたが、人体に悪影響が生じるおそれがあるため、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

◆ PCBによる汚染の有無を調査する必要性

平成初期までに製造された古い電気機器の絶縁油や、油をふき取ったウエス、古い塗膜等は、PCBを含む可能性があります。こうしたもののうちPCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のものは低濃度のPCBにより汚染された機器等に該当し、これを廃棄する場合は法律で定められた処分期間内に処分しなければなりません。

低濃度PCB廃棄物の処分期間：令和9年3月31日まで

PCBに汚染されていた場合に処分期間内に処分できるよう、使用中の電気機器も含め、早急に調査していただきますようお願いします。

◆ 対象となる機器等と調査方法

PCB汚染の可能性がある電気機器と製造時期は以下のとおりです。まずは電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、PCB濃度分析を行っている環境計量証明事業所登録事業者[※]に分析を依頼してください。

変圧器等（絶縁油採取可能機器）

…平成5年以前に製造されたもの

コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）

…平成2年以前に製造されたもの

※ニチコン製コンデンサー及び富士電機、東芝の一部の電気機器については、平成3年以降製造のものでもPCBを含む可能性が残るとされています。詳しくは同社ホームページを御確認ください。

＜対象となる電気機器の例＞

- ・自家用電気工作物の変圧器（キュービクル内に設置された高圧受電設備等）
- ・自家用電気工作物の電力用コンデンサー ・電気溶接機 ・昇降機 ・分電盤
- ・X線照射装置 ・モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサー

※電気機器以外の汚染物については以下のホームページを御確認ください。

◆ 低濃度PCB廃棄物等に該当したら

PCBを含む電気機器や廃棄物を使用・保管している場合は、必要な届出を行政機関に提出し、処分期間内に認定を受けた事業者[※]に処分を委託しなければなりません。

PCBや手続に関する詳しい情報は、以下のホームページを御確認ください。

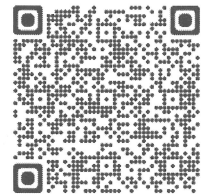
低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト
(環境省)

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinoudo-soukishori/>



ポリ塩化ビフェニル
廃棄物について
(静岡県)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/recycle/sangyohaikibutsu/1049466/1017737.html>



お問合せ：静岡県 廃棄物リサイクル課産業廃棄物班

TEL：054-221-2424 / E-mail: hai@pref.shizuoka.lg.jp